

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年9月分）

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 道路情報提供装置点検業務委託

2 契約の相手方

星和電機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、路面の凍結や強風等の情報を表示し、交通事故の発生や拡大を防止するため橋梁等に設置している道路情報提供装置の保守点検を行うものである。

本設備は、星和電機株式会社が設計製作したもので、点検業務の実施及び故障原因の解析にあたっては製作会社独自の技術が必要であり、他社では適切な履行が確保できない。

また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務の一貫した保証を持たせる必要があることに加え、万一の事故時における迅速な原因究明及び復旧にあたっては、当該設備の構造を熟知している技術者を常時確保していることが不可欠であることから、上記業者に随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話：06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 下水道使用料調定収納システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 南大阪電子計算センター

3 随意契約理由

当局において、現在、下水道使用料調定収納システム（以下「本システム」という。）により下水道使用料（水道局の委任徴収を除く）にかかる調定、収納、未収金管理や調定水量、調定金額の統計資料の作成等を行っている。現在は、毎月およそ1千件、6～7億円の調定を処理している。

毎月の調定作業においては、公共下水道の使用者より毎月報告される水量情報を担当者が本システムへ手入力し、その水量情報をもとに各使用者の下水道使用料をシステムにおいて算出している。

本件業務委託は、システム入力時に過去水量との乖離の大きい水量情報入力を行った場合には注意喚起表示させるなど、チェック機能を強化することで、水量情報の入力誤りを防ぐことを目的に改修を行うものである。

本システムは、株式会社南大阪電子計算センターが保有するパッケージソフトをもとに、本市用に開発・再構築したシステムである。同社がシステムの内容、運用方法、改修に伴う影響等に対応した技術的知識を備えている唯一の事業者であり、同社とは運用保守業務委託契約についても締結している。システム運用における一貫した責任と性能を持たせる必要があるため、同社と契約締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務部経理課（下水道使用料担当）（電話番号：06-6615-7545）